

令和3年(ワ)第3483号 損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(2)

東京地方裁判所立川支部

民事第1部3B係 御中

2022年9月15日

原告 榎本 清 印

第1 本件の概要と違法性の事実

1. 本件の本質

本件は、公民館への配置依頼のために、原告が持ち込んだチラシの内容に対し、被告がその内容の書き換えを要求し、原告がこれを拒否したにもかかわらず、被告がチラシの受領をしなかったため、受領してもらうために原告は書き換えをせざるを得なくなり、実際に、被告の意向に沿った内容にして提出し、受領、配置に至った事案である。

以上のように、チラシの書き換えは原告の了解のもとに行われたものではなく、チラシの受領と引き換えになされたものであり、被告の行為は違法な職権の濫用であり、憲法第21条の表現の自由の侵害にあたる。

2. 本件の概要

2021年2月24日、原告は公民館に配置してもらうためチラシ1を東大和市立中央公民館に提出した。同館館長佐伯茂幸はチラシ1の内容が不相当と判断し、内容の書き換えを原告に要求した。原告は、被告が不相当と判断した理由が納得できず、被告の指示通りに書き換えることはチラシの意図を歪めることになるかと判断し、これを書き換える必要性は無く、その意思もないことを被告に伝えた。しかるに被告はチラシを受領することなく、更に書き換えを迫り続けた。原告はこのまま話し合いを続けてもチラシの受領はないと判断し、いったん同館を後にした。

原告は、被告によるチラシの受領がなされず、配置が認められない状態が続けば、チラシ配置の目的である、市民への集会開催周知そのものができなくなるという状況に立たされ、被告

主張には納得できないながらも、字句の書き換えを検討せざるを得なくなった。

2月25日、概ね被告の意向に沿った内容にして提出したところ、被告はこれを受領した。原告は、書き換えはしたが被告の主張に納得したものではないと伝え、後日しかるべき対応を取ると被告に通告した。

原告は同月26日、被告の上司である社会教育部長小俣学（当時）に直接抗議し、行政不服審査請求をした。

3. 違法性の事実

被告は、チラシ1の書き換えを要求する法的な根拠がないにもかかわらず、原告がその必要性も意思もないと伝えた後になっても、チラシ1の受領をせず、さらなる書き換え要求を続けた。原告が書き換えの必要性も、その意思もないと被告に伝えた時点で、既にチラシ1の受領拒否と言う違法行為は成立している。

原告のチラシ配置を求める申請は、行政手続法第2条3項の申請にあたり、被告には、正当な理由なくして申請者の請求した行政処分を怠ることは許されず、上記受領拒否は申請に対する審査、応答を定めた行政手続法7条違反にあたる。また、前記行政処分を怠ることを利用し、法的根拠もなくチラシ1の内容変更を迫り、その実現を図ったことは、憲法第21条の表現の自由の侵害と言わねばならない。

4. 最高裁昭和60年7月16日判決について

被告が準備書面(2)の「2 事実上の強制の有無」(7頁)で示した、最高裁昭和60年7月16日判決(甲10号証)提示の意図は不明だが、当該判決には以下【7.16判決】のような記述があり、本件に当てはめて勘案すれば、以下【本件】のごとく読み取れる。

【7.16判決】

建築主において建築主事に対し、確認処分を留保されたままでの行政指導にはもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明し、当該確認申請に対し直ちに応答すべきことを求めているものと認められるときには、他に前記特段の事情が存在するものと認められない限り、当該行政指導を理由に建築主に対し確認処分の留保の措置を受忍せしめることの許されないことは前述のとおりであるから、それ以後の右行政指導を理由とする確認処分の留保は、違法となるものといわなければならない。(同判決文3頁19行～4頁行)

【本件】

原告が被告に対し、チラシ 1 の書き換え要求が不当であり、書き換える意思がないと明確に表明し、配置を求めているときには、配置保留を受任せしめることは許されない。原告が書き換える意思がないと告げた以降の処分保留、受領拒否は違法と言わなければならない。

第2 本件の争点

1. 被告の主張の矛盾

被告は、公民館では公判が開かれない、法廷は無いことをもって、「公判」「法廷」の字句の削除を求めた。これは被告も認めている通り（被告準備書面（2）「才第 5 段落について」）法的な根拠に欠けるものであり、原告が書き換えるを拒否している限り、違法なものである。

原告が書き換えるを拒否した事実は、「処分庁の要望が汲み取られる余地は全くありませんでした。」（甲 8 号証「再弁明書」2 頁 6 行）や、原告が書き換えるの意思はないと主張し、被告も「事実として、それはよく理解しました。」（甲 9 号証「別紙口頭意見陳述記録」11 頁 26～33 行）、更に「審査請求人からは、直す意思はないということでした」（「別紙口頭意見陳述記録」12 頁 21～22 行）との発言から明らかである。しかも「直していただけないでしょうか」ということを繰り返し、対応しておりました。」（同 23～24 行）としているが、そんな低姿勢でもお願い調でもなかったことは指摘しておく。そのうえで、チラシ 1 の受領をせず、執拗に書き換えるを要求し続けた。このことは、実質的な受領拒否であり、明確な配置拒否にあたる。

また、被告は「認められない」（被告準備書面（2）2 頁 2 箇所・4 頁 2 箇所）「これはだめだよ」（同書面 3 頁・4 頁各 1 箇所）発言を否定し、「書き換えるを要求し」（同文書 2 頁 1 箇所）「書き換えるにこだわり」（同書面 4 頁 1 箇所）「書き換え要求」（同書面 4 頁 2 箇所）「書き換えるを迫る」（同書面 4 頁 1 箇所）を、「修正を依頼し」または「修正依頼」であったと主張している。その根拠については示されていないが、その意図は明らかである。すなわち、その事実が明らかにされれば、違法な受領拒否・配置拒否が証明され、配置権限を利用した書き換え要求が成立するからであり、ひいては、憲法第 21 条の表現の自由の侵害にあたり、損害賠償の根拠ともなるからに他ならない。以下に述べる稚拙な引用も、同じ意図から組み立てられたものである

2. 事実を歪める表現

(1) 稚拙な引用

被告主張は、外形的な事実のみ、しかも自己に都合のいい事実のみつなぎ合わせて、虚構を構成したものだが、とりわけ被告準備書面（2）には、見え透いた虚偽表現が目立つ。その典型が以下のような引用である。

被告準備書面（2）の4頁には次のように記されている。

原告が主張するように、「受領しない」「配置は認められない」という被告の具体的な発言がなかった」。（下線原告）

しかし実際には、原告準備書面（1）は次のように書かれている。

仮に、この段階で「受領しない」「配置は認められない」という被告の具体的な発言がなかったとしても、上記被告の対応を見れば、チラシ1に対する受領拒否・配置拒否の実態が十二分に成立していたことは、明らかである。（傍点原告）

これ以上の説明は不要であろう。原告は、「受領しない」「配置は認められない」という被告の発言がなかったとは、どこにも書いていない。あくまでも「仮に」と断った上で、『受領しない』『配置は認められない』という被告の具体的な発言がなかったとしても」と表現している。これは実態としての受領拒否、配置拒否が成立していたことを示すためである。しかし実際には、「認められない」「これはだめだよ」という発言は、中央公民館長の口から発せられていたのである。まさに黒白を反転させる、悪意ある引用と言わねばならない。

(2) 見え透いた虚偽主張

次に、同書面7頁「2 事実上の強制の有無」7～8行）である。

原告が納得せず、これ以上の長時間に渡る押し問答があったということも、原告が本件チラシを置いて帰ったということもなかった。また、原告が、再訪して抗議したということも、電話で抗議したということもなかった。

被告が何をもって「これ以上の長時間に渡る押し問答があったということ」と言うのか不明だが、被告との30分以上の言い合いのさなか、原告は書き換えをする意思も必要性も認めないと被告に断言していることは事実であり、被告もこれを認識しているところである（本書面3頁1～5行）。この時点で被告はチラシ1を受領する義務があったが、それをせず、更に書き換え要求を続けている。被告によるチラシ1に関する不当な受領拒否は、既に成立

しており、先に述べたように、申請に対する審査、応答を定めた行政手続法 7 条違反を行っているのである。

更に「本件チラシを置いて帰ったということ」がなかったと言うが、被告の受領拒否があったから持ち帰らざるを得なかったのであり、置いて帰らなかったから、受領拒否は成立しないとでも言うのであろうか。まさに原因と結果を逆転させた主張である。

また、「原告が、再訪して抗議したということも、電話で抗議したということもなかった。」とあるが、これは事実と反する。原告は被告の上司である小俣社会教育部長（当時）に直接苦情を申し立てているし、電話でも数回やり取りをしている。更に、行政不服審査請求を行い（甲 4 号証）、同審査が被告の違法行為の有無を判断しなかったため、本訴訟に及んでいるところである。以上のような事情をあえて無視し、見え透いた主張を繰り返している。

3 本訴訟の争点

被告の行為の違法、適法を分ける事実は次の 2 点である。

- ① チラシ 1 の書き換えの意思が原告に無いことを認識しながら、被告が受領拒否を続けたか否か。
- ② 原告のチラシ 1 の字句の書き換えが、被告によるチラシ 1 の受領拒否を原因としたものであるか否か。

以上の有無が、憲法 21 条表現の自由の侵害の有無を分け、損害賠償を求められるか否か分岐点となる。

①については「1. 被告の主張の矛盾」で、被告の個別の発言について指摘したところであるが、再度事実に基づいて辿ってみることにする。

原告にとって、被告によるチラシの文言の書き換え要求が到底受け入れられないものであったとしても、被告の指示通りに改変しなければ、配置が可能にならないと思わせるに十分な発言がそこにはあった。それが「認められない」であり、「これはだめだよ」発言である。それでも、原告には憲法で定められた「表現の自由」があると確信し、それに依拠して原告はチラシ 1 の書き換えをする意思がないと言明したにもかかわらず、被告は執拗に書き換えを迫り続けた。

一般的に、掲示物の配置を求める市民にとって、公民館長は配置許可権限を持つ権力者である。館長から掲示物の内容書き換え要求があった場合、市民がその内容に納得できなければ反論を試

みることにはできるが、館長が納得せず、当該掲示物を受け取ってもらえなければ、あきらめて引き下がるか、要求に応じて書き換えて再提出するしかない。本件の場合もまさにこのようにして事態は展開した。

原告にとっては、チラシの目的としている催しの開催日時が迫っていることから、配置を認めてもらわなければ、市民に周知できないという事情があり、現実的な対応として書き換えをするより他に方法がなかった。繰り返しになるが、このことは被告にも伝えてあり、被告はその事実を認識している。「その場でね、私は言っているんですよ。(中略) そういう認識はありますか。」

(カッコ内原告)「審査請求人の方から、今お話しがあったことは、発言があったことは、記憶しております。」(甲9号証「別紙口頭意見陳述記録」15頁22～28行)。そのような状況のもとになされた書き換えを、被告は「原告の理解を得られた」(被告準備書面(2)7頁16行)としているが、とんでもない虚構である。

チラシ1を持ち帰ったのは、公民館長が書き換え要求をするばかりで、チラシの受領がなされないからであり、字句の改変をしたのも、書き換えしなければ配置されないからである。被告準備書面(2)は、この関係を逆転させ、チラシ2への書き換えが原告の納得の元になされたものであるから、チラシ1の配置拒否は存在しなかったとし、被告にとって都合のいい外形的な事実のみを張り合わせ、前記主張をしているに過ぎない。

「あいつは部屋に入って、逃げ出しもしなかった。ことに及んだ時、悲鳴も上げなかったし、助けも求めなかった。裸足で逃げ出すことも無く、すぐに警察に駆け込むこともせず、自分のうちまでちゃんと帰った。あいつは同意していたんだ。」まさに性的犯罪者が、口にする言い訳と同じである。そこに暴力的な権力関係があることや、性差による社会的な偏見があることなどが一切無視され、外形的な事実のみで合意があったと主張する。そのようなことは許されてはならない。

第3 権利義務の観点

1. 法的な側面

市民が公民館に配置してもらうためにチラシ等を持参した場合の館長の対応については、既に本書面5頁で述べた。公民館側にチラシ等の配置権限があると市民が受け止めていることは一般的であるが、法的にはその権限が及ぶ範囲は無限定なものではなく、東大和市立公民館にあっ

ては公民館運営事務取扱基準（以下「取扱基準」と略す）に沿ったものでなければならない。

ところが市民にとっては、そのような取扱基準があることすら知らず、チラシ等の全般的な配置権限が館長にあると誤認し、書き換え要求がされた場合、配置をあきらめるか、要求に沿った書き換えをするかの二者択一に立たされることになる。

原告が取扱基準の存在を知ったのも、審査請求後、被審査人であった被告が2021年4月21日に提出した弁明書に「参考」として添えた「公民館運営事務処理取扱基準」による。そのことは、2022年2月26日付「処分についての審査請求書」（甲3号証）でも述べた通り、「特段の規約文書が無いのをいいことに、記載内容の変更を迫り、」（下線原告 「審査請求の趣旨及び理由」3～4行）という表現で明らかである。

本訴訟の対象となっているチラシ1の書き換え要求が、同取扱基準に基づくものではないことは、被告も認めている（被告準備書面（2）5頁21～22行）通りである。チラシ1に関して、法的な権利・義務の関係で言えば、被告には書き換えを原告に強制する権利（権限）は無く、原告にもその要求に従う義務はない。このことをもって被告は、原告によるチラシ1の書き換えが、被告の要請を原告が任意に受け入れてなされたかの如く主張するが、前記事情を顧みない暴論と言わねばならない。

2. 事実上の関係

法的な権利、義務の関係で言えば上記のとおりであるが、館長に法的な配置権限があるかないかは、市民との力学関係で言えば、直接的な影響を及ぼさない。意図的であろうとなかろうと、チラシ等を配置するかしないかは館長の判断によると誤認させておくこと、書き換え要求が満たされるまで決してチラシ等を受け取らないことの2点により、申請者はあきらめて被告の要求に従わざるを得なくなる。本件の場合もまさにこれにあたる。

チラシ1に関して言えば、原告が書き換えの意思はないと表明した段階で受領拒否＝配置拒否が成立していたにもかかわらず、原告は「幻想の配置権限」をふりかざし、チラシ1の書き換え要求を続けていたのである。

これらのことを物語る事実は「弁明書」（甲7号証）、「再弁明書」（甲8号証）、「別紙口頭意見陳述記録」（甲9号証）にいくつも存在する。

- ・弁明書4頁「配置を可能とするために一部の修正をお願いした」（20～21行）……一部の修正をすれば配置が可能であることを示している。可能か不可能かの判断の主体は館長以外

- にはない。
- 同4頁「配置を約束するものではない」(22行)「配置を確約できない」(24行)……配置を約束する者、配置を確約する者は館長である。
 - 同5頁「25日(木)に提出されたチラシの内容を確認し、前日に指摘した部分が二本線で見え消しされていたことから、配布用ラックに配置を許可した」(7から9行)……書き換えを条件にした配置許可であることを認めている。
 - 同5頁「24日(水)にはチラシ配置に関しての処分をしたことはなく」(9～10行)……被告はチラシ1の受領を拒否、または保留している事実に気づいていない。原告が書き換え要求を拒否した段階以降の受領保留は、実質的な受領拒否であり、違法行為である。原告は、被告によるチラシ1の受領拒否処分があったために、被告の書き換え要求に従って、チラシ2のように改変せざるを得なかったことは、この一事からも分かる。しかも、このことは、憲法第21条の表現の自由の侵害にあたるという自覚が、被告には全く無い。
 - 弁明書5頁「25日(木)に処分をしたものであり、その処分の内容も、審査請求人が提出したチラシについて配置することを許可するというもの」(10～12行)……「チラシ1については許可しなかった」と言っているに等しい。チラシ1を被告の要求通りに直したから許可したと言っている。チラシ1は「認められない」であり、「許可しない」ということである。そもそも被告自身が言っているように(被告準備書面(2)5頁21～22行)、このチラシに関し、被告にはそのような権限はもともとないのであり、違法な権限行使である。
 - 再弁明書5頁「配置を認めたものであります」(25行)……「認めた」には、「認めない」が対称し、「認められない」と言ったことを言外に示している。いずれもその主体は館長である。
 - 6頁「私の方からは修正、指摘させていただいた事項について修正がされていましてので、受け取り、配置の許可をしました。」(15行)……「修正、指摘させていただいた事項」が修正されなければ、許可しないことを示している。
 - 同8頁「その修正をした後は、配置をしております」(12行)……「修正」をするまでは、書き換え要求を続ける、配置しない、ということを示している。
 - 同15頁「チラシの配置の方が、この状態であればできると、判断に至った」(28～29行)……「この状態で」なければ、配置できないと判断する=配置しないということを示してい

る。

3. 職権濫用を示す事実

チラシ 1 の書き換え要求について、原告と被告の間には、原告が書き換えの意思はないと表明した段階から、被告にチラシ 1 の法的な受領処分の義務が発生し、原告には配置を要求する権利が生じるのは上記のとおりである。

そもそもチラシ1に関して、「配置を可能とする」や「認めた」「許可した」「(配置が) できる」との権限行使は、被告による書き換え要求を原告が断った段階で、不適法な職権の濫用にあたる。そのことは、被告準備書面(2) 5頁7「才 5段落について」で被告自身も認めている通りである。

また被告は、原告が書き換える必要はないし、その意思もないと言明したことを認識している。それは24日も25日も同様である。その事実は、以下の文書から明らかである。

- ・再弁明書2頁「処分庁の要望が汲み取られる余地は全くありませんでした。」(6行) ……被告の書き換え要求に対する原告の拒否を、被告が自覚していたことは明らか。
- ・同5頁「審査請求人の態度は、その求めに応じる理由はないとの強硬な姿勢に変化が見られなかった」(3~4行) ……同上
- ・別紙口頭意見陳述記録11頁「申立人：であれば、私が既にね、何回も直さない、直したくない、これ表現の自由に関わる問題なので直さないって言ってましたよね。」(26~27行) という問いかけに対し、「処分庁(佐伯)：事実として、それはよく理解しました。」(33行) と、被告の書き換え要求に対して、原告が拒否していた事実を、被告自身が認識していたことを明確に答えている。
- ・同12頁「審査請求人からは、直す意思はないということでした」(処分庁(佐伯)の発言21~22行) ……被告は、原告に書き換えの意思がないことを何度も認識していた。
- ・同15頁「申立人：その場でね、私は言っているんですよ。納得してませんよ。納得してないけれど、仕方がないので、周知する期間がなくなるので、納得はしてないけど直したんだ、このことについては、きちんと対応するということも言ってるんですよ。そういう認識はありますか。」(22~25行) という原告の問いかけに対し、「処分庁(佐伯)：審査請求人の方から、今お話しがあったことは、発言があったことは、記憶しております。」(27~28行) と、原告の書き換えが、被告の受領拒否を受けたものであることを指摘され、承知もし

ている。そのうえで、被告は次のように言っている。「処分庁（佐伯）：はい。修正したものが窓口に出されたということは、指摘したことを、修正、補正を依頼したことを納得していただいたという意味で弁明書の方には書かせていただきました。」（16頁7～9行）と矛盾したことを発言している。原告は書き換えに納得していない。（被告がチラシ1の受領をしないから）仕方がないので直したと言っているのである。それを被告にも伝え、被告はそれを記憶もしている。しかるに「修正、補正を依頼したことを納得していただいた」と弁明書に記載している。この矛盾は、被告が認識している事実（原告が書き換えを納得していない事実）をそのまま書けば、違法行為が明らかになるために、苦し紛れの牽引府会をしたことを物語っている。

第4 証人尋問の必要性

上記のことは原告にとってあまりにも明らかであるが、録音も映像記録もない条件下では証明することは限界がある。

原告は被告の「認められない」「これはだめだよ」発言を確かに聞いているが、被告は言っていないと主張している。原告は実質的な受領拒否があったと主張し、チラシ1の書き換え要求拒否の意思も被告に伝えたことを表す数々の記録を示した。しかし被告は、受領拒否はしていないと言い、原告がチラシ1を書き換える意思がないと伝えたことについて、被告自身が矛盾した表現をしている。

被告にチラシ1の受領拒否があったか否か、原告の書き換えが任意になされたものであるか否かについて、明確にする必要がある。これらのことは、本件の争点とも重なるものである。

本準備書面(2)の「2. 事実上の関係」(7～8頁)、及び「3. 職権濫用を示す事実」(9頁)を見れば分かる通り、被告の権限行使の事実や、原告の書き換えの拒否の意思を被告が認識していた事実は、口頭意見陳述において原告が引き出したものが半数近くある。その意味から言っても、法廷において元中央公民館長を直接尋問する意義は、極めて大きいと言える。

とりわけ以下の被告の認識（言い逃れ）は、本人尋問を必要とする最も象徴的な事柄である。上記「3」と一部重複する内容だが、あえて触れておく。

甲7号証「弁明書」(5頁3～4行)には次のように書かれている。

「24日(水)にチラシの配置について申請をしたものの、館長の説明でそれを一旦取り下

げ、翌日の 25 日(木)に、再度の申請をしてきたものと理解するのが自然です」
しかし、事実は以下の通りである。

「原告は 24 日にチラシ配置を依頼したが、館長がチラシ内容の書き換えを要求し、原告がこれを断るも更に書き換え要求を続け、受領に至らなかったため、仕方なく持ち帰り、配置してもらうためには館長の要求の通り書き換えざるを得ないと判断し、これを書き換え、25 日に提出した」

これだけの認識の違い、落差、温度差を埋めるすべは、本人による直接の証言（原告は本人であるが、被告は代理人でしかない）が必要である。

当日の事実に対する認識、主張、とりわけ申請物の受領拒否、配置拒否の実態があったのか否か、そのことを利用してのチラシの内容の書き換え要求があったのか否かについて、直接当事者の声を聴かずして、本訴訟の結審はあり得ない。元東大和市立中央公民館長佐伯芳幸の証人申請を求める所以である。

第 5 乙 2 号証について

上記証拠については、原告が 2021 年 2 月 24 日に東大和市立中央公民館長佐伯芳幸から「配置を可能とするために」（甲 7 号証「弁明書」4 頁（4）3 行）書き換えさせられたチラシであることを認める。

甲 2 号証は書き換えさせられたチラシ自体ではなく、上記チラシが入手できなかったため、原告において復元したもの（甲 11 号証）である。原告は、東大和市立中央公民館長による「チラシ 1」（甲 1 号証）の受領拒否、ならびに「配置を可能とするために」（甲 7 号証 弁明書 4 頁 20 行）チラシの内容を書き換えさせられたことを不当として、2021 年 2 月 26 日に東大和市長尾崎保夫に審査請求を提出している（甲 3 号証）。このことは訴状の「第 3 本訴に至る経緯の概要」においても詳述した通りである。

同年 4 月 27 日に、東大和市審理員伊野宮崇に提出した反論書添付の証拠「1 改変後『裁判ごっこ』チラシ」と合わせて提出した「2 改変後『裁判ごっこ』チラシ」が復元したチラシ（甲 11 号証）である。

ちなみに、証拠 2 点に付記した「証拠 1」と「証拠 2」については、逆転した記載になっており、正しくは「証拠 1」が「2 改変後『裁判ごっこ』チラシ」であり、「証拠 2」が「1 改

変前『裁判ごっこ』チラシ」である。

原告の錯誤により、上記「2 改変後『裁判ごっこ』チラシ」を本訴訟の甲 2 号証とした。復元の際に「損害賠償請求事件」を「損害買収請求事件」（傍点原告）と誤記したのは、原告のタイプミスである。

しかしながら、甲 2 号証を乙 2 号証と比較するに、「公判」「法廷」（2 ヶ所）の字句が改変させられた事実を明確に示しており、よって「東大和市立中央公民館長による要求によってチラシ 1 の書き換えが強要され、そのもじりの効果が減衰した」（原告証拠説明書（1）甲 2 号証 立証趣旨）ことを立証することの妨げになるものではない。更に、乙 2 号証の提出により、その事実はより一層明白になったと言える。

以上

添付書類

甲 7 号証 令和 3 年 4 月 19 日「弁明書」

甲 8 号証 令和 3 年 5 月 20 日「再弁明書」

甲 9 号証 別紙口頭意見陳述記録

甲 10 号証 最高裁昭和 60 年 7 月 16 日判決

甲 11 号証 大総文収 20 号「公開決定通知書」及び公開文書